

日野市町名地番整理説明会(区域内) 議事録

日 時	平成30年9月14日(金曜日) 午後7時00分～午後9時00分
場 所	三沢中学校 1階 食堂
出席者 (敬称略)	<町名地番整理実施予定区域内にお住まいの方> <都市計画課> 岡田課長、山本係長、氏家、山口 <委託業者(株式会社 ヤチホ)> 渡辺、宮坂、若林、今井

	<p>【課長挨拶】</p> <p>【内容説明】</p> <p>【質疑応答】</p>
出席者 A	<p>新しい街になった場合、町が一丁目、二丁目、三丁目と分かれていますよね。その中に田畑が結構ありますが、その番地付定なんかはどのようにやるのですか？</p>
事務局	<p>新井一丁目、二丁目、三丁目という町の区域については市の方で決めていきます。その上でその下に付く何番地の何、1番地の1といったところについては、最終的に法務局が決めていきます。一定のルールで振っていきますので、これから法務局と協議をさせていただいて田畑を含めたすべての筆に何番地のいくつを付くようにこれから検討していきます。</p>
出席者 A	<p>ということは、住居表示制度が変わってくるということですね。</p>
事務局	<p>住居表示ではなくて一切の土地の筆の地番を変えていくということになります。</p>
出席者 A	<p>今現状でね、私の住んでいるのは 333 番地ですけど周りに田畑多くありますよね。その中で、街区、町の何丁目何番まで付定したときに、もっと先行った時に大混乱が起きるんじゃないですか？せっかくやるんだったら空いている土地も番号付定をするという考え方でね、日野の場合には最初から住居表示じゃなく町を整理するような形が出ていますが、ここに途中には消防だとか警察だとかそういうためにもやるというのは逆じゃないのですか？それをやるんだったら警察なり消防なりにね、協力していきたいというのであれば、住居表示制度をスタートさせた方がよろしいんじゃないですか？</p>
事務局	<p>まず日野市では住居表示制度ではなく町名地番変更で土地の表示を分かりやすくすることを方針として実施しています。その中では田畑のところ、住宅がないところ含めまして全ての土地を、例えば新井 333 番地を新井何丁目何番地のいくつというかたちで振っていきます。それは建物がなくてもすべての筆で振っていきますので、田畑についても一定の基準で例えば新井一丁目 10 番地の 5 とか 6 というかたちで全て振っていきます。</p>

	<p>そういう事業でやっていく予定です。</p>
出席者 A	<p>実際には住居表示制度とは全く関係ないで、飛び地で住宅が建っていくということになりますよね。</p>
事務局	<p>住居表示制度ではありませんので、すべての土地に何番地のいくつと付けていきますので、例えば田んぼに建物が建つとなった場合は、その地番をそのまま住所として使っていただきますので、全て連続していくはずですよ。</p>
出席者 A	<p>反対じゃないんですよ。それをすると例えば、何かを頼ってお宅に行く場合に一丁目一番が結構広いんですよ。仮説としてね。或いは一丁目 1 番が何世帯以上切らないような決まりがあるのですか？そうではなく今空いている田んぼがね、一丁目 10 番になるとして、そこに何世帯か入ったときに住居表示をしておかないと何の役にも立たなくなっちゃうんじゃないかと。だから私は最初から日野市は何で住居表示制度をとらないのか疑問です。</p>
事務局	<p>地番の設定の基準としてはおおむね 5000 平方メートルで一つの親番にする予定です。ですので例えば新井一丁目 1 番というのはだいたい 5000 平方メートルのなかに収まるように設定していきますので、あまりにも広いエリア、例えば一丁目 1 番はあまりにも広いエリアになるということはありません。その中でさらに細かく分かれている筆について番地を振っていきますので、一つの街区、大きさに対して一定の数で地番を振りますのでご心配のところは大丈夫だと思っております。</p>
出席者 A	<p>一丁目 1 番に何世帯かできたときにどなたか他の区域の方が頼ってきたときに、例えば 50 世帯くらいあるよということになれば、そこを探すのが大変じゃないですかということです。</p>
事務局	<p>一丁目 1 番の 1 から 50 というような振り方に、新しく分筆された場合には一丁目 1 番の 1 があるとしたら次は 2・3・4・5・6 というように筆が分かりますので、ご心配されていることについては大丈夫です。</p>
出席者 A	<p>全ての筆に番号を付けるということは住居表示制度じゃないけど住居表示と同じような形で土地を切っていくということね。</p>

事務局	宅地分譲すれば土地は分譲会社さんの方で土地を切りますので、通し番号を新たに付けますから、一丁目 1 番の街区の中に宅地が開発されればできていくというようになりますので一丁目 1 番を目安にお宅を探していただければ、探しやすいということです。
出席者 A	そうすれば何丁目何番何号と同じじゃないですか。 住居表示制度じゃないけども、分かりやすく切った方がいいんじゃないですかと私は言っているわけです。
事務局	日野市としては、市内で例えば区画整理事業をやっていたりします。そういったところは地番を振りなおしたりしないといけません。そういったことがありますので、市内全域で住居表示ではなくて地名地番を変えることによって分かりやすくするという原則としてやってきておりますので、その中で進めております。住居表示というのは 23 区などでは採用されているのですが、土地とは別に家があるところだけを住所として番号を振るというかたちで、土地の表示と住所の表示が異なるところがデメリットとしてあるので、日野市としては土地の表示と住所を同じ番号にした方が分かりやすいという判断のもと、土地の番号から整理しようという考えでできています。
出席者 A	ということは空いている土地も今の段階で付番するということですね。
事務局	付番します。
出席者 B	2 つほど質問があります。郵便番号はどうなりますか。今まで通り？
事務局	郵便番号については、新井一丁目から三丁目までができた場合はそれぞれ新しい郵便番号が制定されますので、新しい郵便番号を使用させていただきます。
出席者 B	今までは新井は全て同じだったが、これが分かれるということですか？
事務局	町名によって分かれていきます。
出席者 B	もう 1 つ。もし将来新井地区が区画整理する場合また変わりますか？

事務局	<p>まず、今回のエリアで市が大規模に広い範囲で区画整理を実施するということはございません。地権者の方が個人であったり組合を作ったりして区画整理事業を実施することはあります。そういった場合には区画整理事業を実施したエリアの中で、必要な地番の変更を行っていくことになると思います。街区の形が大きく変わるようであれば親番についても変更になる可能性はありますけれども、基本的には地番の変更で対応したいと思っております。</p>
出席者B	<p>地番の変更は住所の変更にもなりますよね。</p>
事務局	<p>そういうことになります。 もともと区画整理事業を実施しますと、土地を皆さんで出し合っていて道路などを作っていきますので、皆さんの所有する土地や建物の位置が若干ずれてきます。そうした関係で必ず住所の変更・地番の変更が付いてきますので、それに合わせて住所の変更・地番の変更をやらせていただくことになります。</p>
出席者B	<p>分かりました。どうもありがとうございます。</p>
出席者C	<p>単純な質問なんですけど、実施区域図見ると浅川の向こう側まで区域に入ってますよね。これには理由があるんですか？</p>
事務局	<p>浅川の川の部分もほとんどが新井と石田という町名が付いています。ですので川の部分も含めまして今回一丁目から三丁目に変えたいと思います。</p>
出席者C	<p>そのまま移行する？</p>
事務局	<p>そうです。 川の部分に大字新井・大字石田が残らないようにしたいと思っております。</p>
出席者B	<p>地番については法務局で今地番付けてますよね。それを法務局で地番を新しく作り変えることはあるわけですか？</p>
事務局	<p>今回の町名の変更に合わせまして、新しい地番ができます。その後は例えば筆を分けたりいろいろな登記関係の手続きをする中で、地番というか枝</p>

	番が新しくなる可能性はあります。
出席者B	あのですね、私の家は新井の 795 の 10 番と 11 番の二つに分かれている。それが新しくなるというのは一つになるんですか？
事務局	例えば二つの筆をお持ちの場合それぞれに新しい地番が付きます。筆の一つには合わせません。一つの筆ごとに新しい番号が付きます。例えば一丁目 10 番 1 と一丁目 10 番 2 というようになります。 また、ご自宅が筆に跨っている場合はどちらかの地番を住所として選択していただいて、それは私どもの方で個別に伺ってそのうちのどれを住所として使用するかというかたちで、住所については一つで、土地については筆ごとにできるということです。
出席者B	分かりました。ありがとうございます。
出席者C	実施後にですね、居住している人たちの住所が変わるわけですよね。住所変更のお知らせのハガキは市から無償提供されるのですか？
事務局	ハガキ等で他の方に住所が変わりましたという無償のハガキを郵便局で用意していただいています。地区によって変わりますが概ね 50 枚配りますので、それを投函していただくというかたちをとっています。
出席者C	50 枚？
事務局	1 世帯 50 通ということで日野郵便局さんの方ではご用意していただいております。
出席者C	足りないときはどうすれば？
事務局	郵便局さんとの個別の交渉となってしまいます。
出席者D	郵便物関係なのですが、2020 年に住所が変わった後は郵便局に個人で転送届等の手続きをする必要があるのか、自動的にしていただけるのか？
事務局	郵便局に関しては市の方で新住所をお知らせするので郵便局に手続きしていただくことはないのですが、例えば万願寺の時には 3 年か 5 年経過した

	<p>ときに郵便局さんから、旧住所で郵便物が来られている方はお知り合いの方に新住所を通知してくださいというお願いはさせていただくんですけども、基本的には旧住所でも追いつけるということになっていますので、届かないということがないようにはします。ただ、ぜひご協力いただいて、お知り合いの方とかお勤め先など関係先には、無料ハガキ等で通知していただければと思います。</p>
事務局	<p>町名地番整理の決定の手順ですが、2019年の6月頃に町名地番整理審議会という学識の方などで構成される審議会にかけさせていただいて、同意がいただけた際には今の予定では2019年12月の市議会にこの案を提出させていただいて、そこで市議会の了承をいただければ、告示というかたちで同じ12月に告示をさせていただきます。その際には合わせて期日、何年の何月に皆さんの住所が変わりますというのも告示させていただきます。</p> <p>その時点の前でも枝地番は決められませんが、親地番についてはこういった説明会を何度か開催して、お知らせするようにいたします。本格的な手続き等の説明会は告示がされて決まった後に正式には開催するということになりますので、今後も数回やっていくことになりますのでその際にも分からない等の疑問があればですね、市役所の方にお寄せいただければ、普段でも都市計画課にお越しいただければお答えしていきたいと思いますので、是非ご協力の方宜しくお願い致します。</p>
出席者E	<p>市役所の方で変更してくれるものはわかったんですが、免許証は自分でやるとおっしゃってたんですけど、税務署関係や年金関係はどうなりますか？</p>
事務局	<p>年金関係は変更のハガキを市役所の方で用意しますが、届け出は必要になってきます。ハガキに関しては皆さんにお配りできるようにしますが、年金事務所への手続きは必要となってきます。</p>
出席者E	<p>税務署関係は？</p>
事務局	<p>市の方から税務署さんに地番変更のリストをお配りします。東京ガスさんや東京電力さんも同じですが、すぐに変更していただけるわけではなくて、例えば、料金の請求の通知等が届かなければ東京ガスさんや東京電力さんの方で変更されるかもしれませんが、基本的にはなるべく皆さんからのご申告をお願いしたいというところです。</p>

出席者E	税務署にも行く？
事務局	税務署については市の方から町名地番変更の新旧の対照リストというのをお渡ししますので、基本的には税務署さんの方でやっていただけますが、その他の公共機関、NTTさん・東京ガスさん・東京電力さん等については、なるべくご自身で申請していただきたいというのが、各社さんからのお願いというところでございます。
出席者E	マイナンバーカードはどうなりますか？作り変えるのですか？
事務局	<p>カードをお持ちいただいて市の方で裏書をするようなかたちになるか、新しいカードを送付できるかどうかは、市民部という別の部の対応になってきますので、これから先もっと進めば市民部を含めた説明会でお答えできるようにしていきます。</p> <p>基本的に市で持っているデータの住所は自動的に変わりますが、マイナンバーカードのようにカードを持たれている場合や、国民健康保険の保険証等は皆さんがお持ちで自動的変更はされないの、新しいものを作ってお送りすることはあるかもしれませんが、基本的には手続きが必要になると思います。</p>
出席者E	新住所になって該当するところには、新しい保健証等が送付されることはないのですか？
事務局	変更のタイミングなどでは新しい住所で発行すると思うんですけども、通常の変更のタイミングでない限りは、市役所に来ていただいての続きが必要になってくると思われます。
出席者E	分かりました。ありがとうございます。
出席者F	市で書き換えるもの、手続きが必要なものの一覧のようなものは本日いただけないのですか？
事務局	今回の資料は最新のものではないので、これから各社さんに本当に資料の通りやっていただけるか確認を取った上で皆さんに配付させていただきたいと思っております。

<p>他に質問がないようでしたら、これで本日の町名地番整理説明会を終了したいと思います。またご不明点等ありましたら都市計画課までお問い合わせいただければと思います。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>
